

その他

行政処分の強化等①

自動車運送事業の運転者は、全職業平均と比較して労働時間が約1～2割長く、長時間労働の是正や過労の防止は重要な課題となっている。

このため、昨年8月28日に「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」において取りまとめられた「直ちにに取り組む施策」においても、行政処分の強化を行う方針が示されたことを踏まえ、今般、過労防止関連違反等に係る行政処分の処分量定の引上げを行うなど、行政処分等の基準について所要の改正を行った。
(平成30年3月30日改正)

○過労防止関連違反に係る行政処分の処分量定に引き上げ (トラック、バス、タクシー) 平成30年7月1日施行

《現 行》 初違反

▷ 乗務時間等告示遵守違反

(安全規則第3条)(運輸規則第21条)

- ・未遵守5件以下 警 告
- ・未遵守6件以上15件以下 10日車
- ・未遵守16件以上 20日車
- ・未遵守31件以上3名以上等 30日事業停止

▷ 健康状態の把握義務違反

(安全規則第3条)(運輸規則第21条)

- ・把握不適切50%未満 警 告
- ・把握不適切50%以上 10日車

▷ 社会保険等未加入

(事業法第25条)(運送法第30条)

- ・一部未加入 10日車
- ・全部未加入 20日車

《改 正》 初違反

▷ 乗務時間等告示遵守違反

月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、左記の《現行》に加え、別に件数を計上し、以下のとおり処分日車数を加算

- ・未遵守1件 10日車
- ・未遵守2件以上 20日車

- ・月の拘束時間(トラック)
 - 293時間以内(労使協定320時間)
- ・休日労働
 - 2週間に1回まで

▷ 疾病、疲労等のおそれのある乗務

- ・健康診断未受診者 1名 警 告
- ・健康診断未受診者 2名 20日車
- ・健康診断未受診者 3名以上 40日車

▷ 社会保険等未加入

- ・未加入 1名 警 告
- ・未加入 2名 20日車
- ・未加入 3名以上 40日車

- ・健康保険
- ・厚生年金保険
- ・労働者災害補償保険
- ・雇用保険

その他処分 量定の改正

- ・記録の改ざん・不実記載のような労働時間を管理する点で問題がある事項及び虚偽届出については処分を強化する。
- ・帳票類の「全て保存なし」については、「全て記録なし」と同じ処分量定に統一する。等

行政処分の強化等②

○行政処分により使用を停止させる**車両数の割合を最大5割に引き上げ** (トラック)

平成30年7月1日施行

《現 行》

《改 正》

処分日車数	配置車両数(台)			
	1~10	11~30	31~60	61~100
~30日車	1	1	1	1
31~60	1	2	2	3
61~100	1	2	3	5
101~300	2	3	5	8
301日車~	3	3	5	10

※車両停止は営業所毎に行う

例えば、処分150日車のとき、営業所当たり、配置車両数
 5両の場合は、車両停止 2両×75日
 10両の場合は、車両停止 2両×75日
 100両の場合は、車両停止 7両×18日, 1両×24日



使用停止車両割合を全車両の最大5割に引き上げ

処分日車数「X」	配置車両数			
	~10両	11~20両	21~30両	31両~
~10日車	1	1	1	1
11~30日車	1	2	2	2
31~60日車	1	2	3	3
61~80日車	2「Y」	3「Y」	4「Y」	5
81日車~	$Y + (X - 80) / 10$			

※配置車両数が「31両~」の場合、「Y」は「8」とする。

例えば、処分150日車のとき、営業所当たり、配置車両数
 5両の場合は、車両停止 2両 (×75日)
 10両の場合は、車両停止 5両 (×30日)
 100両の場合は、車両停止 15両 (×10日)

○その他(トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置)

平成30年10月1日開始

適正化実施機関による巡回指導において、**①総合評価が著しく悪い事業者、②新規参入後の総合評価が継続して悪い事業者、③健康診断受診や社会保険加入等の基本項目が継続して不適切である事業者**、に対して重点的に監査を実施します。

行政処分の強化等③(停止車両数の比較の例示)

(旧)

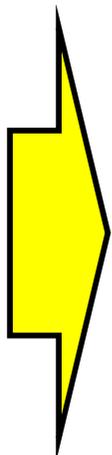
配置車両数

処分日車数	配置車両数						...
	~10	15	20	30	40	50	
10	1	1	1	1	1	1	
20	1	1	1	1	1	1	
30	1	1	1	1	1	1	
40	1	2	2	2	2	2	
50	1	2	2	2	2	2	
60	1	2	2	2	2	2	
70	1	2	2	2	3	3	
80	1	2	2	2	3	3	
90	1	2	2	2	3	3	
100	1	2	2	2	3	3	
110	2	3	3	3	5	5	
120	2	3	3	3	5	5	
130	2	3	3	3	5	5	
140	2	3	3	3	5	5	
150	2	3	3	3	5	5	
200	2	3	3	3	5	5	

(新)

配置車両数

処分日車数	配置車両数											...
	5	6	7	8	9	10	15	20	30	40	50	
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
20	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	
30	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	
40	1	1	1	1	1	1	2	2	3	3	3	
50	1	1	1	1	1	1	2	2	3	3	3	
60	1	1	1	1	1	1	2	2	3	3	3	
70	2	2	2	2	2	2	3	3	4	5	5	
80	2	2	2	2	2	2	3	3	4	5	5	
90	2	3	3	3	3	3	4	4	5	9	9	
100	2	3	3	4	4	4	5	5	6	10	10	
110	2	3	3	4	4	5	6	6	7	11	11	
120	2	3	3	4	4	5	7	7	8	12	12	
130	2	3	3	4	4	5	7	8	9	13	13	
140	2	3	3	4	4	5	7	9	10	14	14	
150	2	3	3	4	4	5	7	10	11	15	15	
200	2	3	3	4	4	5	7	10	15	20	20	



※以下、計算式による。


 → 今回の改正で変更があったもの

【対象営業所】

- ① 巡回指導の総合評価が「E」である営業所。
- ② 「E」以外で、(ア)～(エ)の項目が2回連続すべて不適切(「否」)である営業所。
 (ア)適正な定期点検・整備の実施、記録の保存 (イ)健康診断の実施、適正な記録・保存
 (ウ)労災保険・雇用保険への加入 (エ)健康保険・厚生年金保険への加入
- ③ 新規巡回指導の総合評価が「D」であり、次回の巡回指導の総合評価も「D」となった営業所。

〔適正化実施機関の巡回指導の総合評価〕平成29年4月～12月の実績

A 27.0%	B 31.9%	C 20.5%	D 8.0%	E 4.2%	その他 8.5%
------------	------------	------------	-----------	-----------	-------------

全国で877事業所

